

令和4年度（令和3年度交付）

財政援助団体等に関する監査結果報告書

犬山市監査委員

## 第1 監査の対象（令和3年度交付分）

### 【対象団体】

- (1) 社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
- (2) 犬山市スポーツネットワーク

### 【対象補助金等】

- (1) 犬山市社会福祉協議会運営費補助金
- (2) 羽黒中央公園指定管理料

### 【所管部課】

- (1) 健康福祉部 福祉課
- (2) 教育部 文化スポーツ課

## 第2 監査の期間

令和4年9月7日から令和4年10月25日

## 第3 監査の場所

犬山市社会福祉協議会（市民交流センター内）  
犬山市スポーツネットワーク（エナジーサポートアリーナ内）  
監査事務局

## 第4 監査の方法

犬山市会計基準に準拠し、令和3年度における市が交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、目的に沿って事務事業が適正に実施されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

また、所管部局に対しては、当該団体に対する指導監督が適切になされているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

## 第5 対象団体の概要

### (1) 社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会

法人名称	社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会	
事務所所在地	犬山市松本町四丁目21番地	
設立の目的	犬山市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
設立年月日	昭和57年7月20日	
主な事業	法人運営事業、地域福祉推進事業、ボランティア活動支援事業、共同募金配分金事業、訪問介護事業、相談支援事業、高齢福祉推進事業、資金貸付事業、基金運営事業	
補助金等名称及び金額	犬山市社会福祉協議会運営費補助金	24,096,994円

### (2) 犬山市スポーツネットワーク

法人名称	犬山市スポーツネットワーク	
事務所所在地	大阪市住之江区南港北1丁目12番35号	
設立の目的	犬山市体育館等指定管理において、指定管理者が行う業務を連携して営むことを目的とする。	
設立年月日	平成27年12月11日	
主な事業	スポーツ施設の経営及び管理、各種スポーツスクールの運営、各種スポーツ用品・用具の販売	
補助金等名称及び金額	羽黒中央公園指定管理料	100,523,586円

## 第6 監査の結果及び意見

### 【総括意見】

- ① 補助金等の額の適確性については、繰越金の多寡によってのみ判断すべきものではないと考えるが、補助の必要性・公平性等の観点から補助金等の額の積算根拠を明確にし、説明責任を果たせるよう十分な検証が望まれる。
- ② 補助金・助成金等は、団体の事業活動の推進、運営の安定及び育成を図ることを目的としているが、財政状況の厳しい折、公金の合理的かつ効果的な運用を推進するために、従来からの補助金交付団体に継続的な補助を行うのではなく、交付の目的、必要性、有効性、効率性を考慮し、成果及び効果が充分得られているかを検証する必要がある。
- ③ 今回、初めて公の施設の指定管理者監査を実施した。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため「公の施設」の管理について民間の能力を活用することで、住民サービスの向上と経費の節減を目的に導入されたものである。今後も市と指定管理者が相互に協力し、施設の管理運営や経営状況等の評価・検証を行い、一層の効果的な施設の運営を望むものである。

### (1) 社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会

令和3年度に犬山市社会福祉協議会へ交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管部局の指導状況等について監査した結果、次のとおり改善、是正を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、その措置を講じられたい。また、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

#### 〈社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会に対して〉

##### 【指摘事項】

- ① 市民福祉基金を事業の財源に充てる際には、市民福祉基金設置規程において評議員会の議決を得なければならないと規定されているが、議事録では議決事項に対する意見、発言内容が確認できなかった。補正予算の財源として内容を説明し、議決を受けているとのことであったが、基金の取崩しをする際には、十分な審議を行い、審議内容等が後々確認できるよう、議事録に記録を残されたい。

- ② 雇用準備資金、くらし資金貸付の償還金の滞納者に対して、督促等が行われていなかった。今後はこれらの債権について行方不明者や死亡者等の回収不可能な分と回収可能な分を精査し、欠損か回収かを見極め、適正な債権管理を行われたい。
- ③ 10万円以上の備品については財産目録に記載し、管理されているが、市の財産管理規則に準じて3万円以上の物品を備品として管理し、備品台帳に記載されたい。

#### 〈福祉課に対して〉

##### 【意見】

- ① 決裁文書に鉛筆を使用しているものが見受けられたが、容易に記載事項を修正できるため、公文書での使用は厳に慎まれたい。
- ② 申請書類及び実績報告書類の提出があった際には、これらの数値の適正性が確認できる資料の添付を求める等により、対象事業の検証や対象経費が適正に算定されているか等に引き続き留意し、適切な指導監督を行うよう取り組まれたい。

## (2) 犬山市スポーツネットワーク

令和3年度に犬山市スポーツネットワークへ支払った指定管理料に係る出納、その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管部局の指導状況等について監査した結果、次のとおり改善、是正を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、その措置を講じられたい。また、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

今回の監査において、羽黒中央公園の管理に関する基本協定（以下、「基本協定」とする）第35条に基づき、美津濃株式会社に対する支出（一般管理費）の積算根拠を確認するために追加資料を依頼したが、社外秘との理由で十分な説明資料が提出されなかったため、十分な監査を行うことはできなかった。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

#### 〈犬山市スポーツネットワークに対して〉

##### 【意見】

- ① 受託団体の代表者である美津濃株式会社が業務の一部を担っており、その対価（ファシリティ業務管理費）を指定管理料から支払っているが、美津濃株式会社が担っている業務の詳細が確認できなかった。親会社であっても、指定管理料が

らの支払いであるので、担っている業務を書面等で明確にされたい。

- ② 施設の修繕については、基本協定で市との責任と費用負担が定められており、基本協定に基づき行われていた。しかしながら、施工にあたり1社のみの見積徴収で業者が決定されている修繕があった。1社のみで見積りで業者を決定するのではなく、修繕金額に応じて少なくとも2社以上から見積りを徴取し、競争原理を働かせ、効率的に修繕を行われたい。
- ③ 書類の管理について、見出しもなく綴り方が統一されていないものが見受けられた。後に確認することができるように、簿冊に見出しを作成する等、誰が見てもわかるように文書管理を行われたい。

#### 〈文化スポーツ課に対して〉

##### 【意見】

- ① 決裁文書の決裁日の記載漏れが見受けられた。決裁日については意思決定日を示す重要なものであるため、漏れないよう記載されたい。また、鉛筆での修正等も見受けられたが、容易に記載事項を修正できるため、公文書での使用は厳に慎まれたい。
- ② 団体の適正な事務の執行について、団体との調整、指導監督及びチェック体制の強化を図られたい。
- ③ 申請書類及び実績報告書類の提出があった際には、これらの数値の適正性が確認できる資料の添付を求める等により、対象事業の検証や対象経費の適正な算定等に留意し、適切な指導監督を行うよう取り組まれたい。